

受験者数により口述試験日割を変更する場合がある。(注3.参照)

令和8年10月海技士定期国家試験(口述試験)日割表

近畿運輸局 令和8年10月施行

	月 日	曜日	試 験 の 種 別	
			航 海	機 関
第 1 日	10月1日	木	三級海技士(航海)	三級海技士(機関)
第 3 日	10月5日	月	[船舶養成施設の課程を修了した者(直近の卒業者)]	[船舶養成施設の課程を修了した者(直近の卒業者)]
第 4 日	11月4日	水	六級海技士(航海) 五級海技士(航海)	
第 5 日	11月5日	木	五級海技士(航海) 四級海技士(航海)	
第 6 日	11月6日	金	五級海技士(航海) 四級海技士(航海)	
第 7 日	11月9日	月	四級海技士(航海) 三級海技士(航海)	六級海技士(機関) 五級海技士(機関)
第 8 日	11月10日	火	四級海技士(航海) 三級海技士(航海)	五級海技士(機関) 四級海技士(機関)
第 9 日	11月11日	水	四級海技士(航海) 三級海技士(航海)	五級海技士(機関) 四級海技士(機関) 三級海技士(機関)
第 10 日	11月12日	木	三級海技士(航海) 二級海技士(航海)	四級海技士(機関) 三級海技士(機関)
第 11 日	11月13日	金	三級海技士(航海) 二級海技士(航海) 一級海技士(航海)	三級海技士(機関) 二級海技士(機関) 一級海技士(機関)
第 12 日	11月16日	月	二級海技士(航海) 一級海技士(航海)	三級海技士(機関) 二級海技士(機関) 一級海技士(機関)
第 13 日	11月17日	火	二級海技士(航海) 一級海技士(航海)	二級海技士(機関) 一級海技士(機関)
第 14 日	11月18日	水	二級海技士(航海) 一級海技士(航海)	二級海技士(機関) 一級海技士(機関)
第 15 日	11月19日	木		二級海技士(機関) 一級海技士(機関)
第 16 日	11月20日	金		二級海技士(機関) 一級海技士(機関)

- 注1. 試験は、原則として午前は9時00分から、午後は1時15分から開始する。
ただし、受験者数により、別途時刻を指定することもある。
試験開始時刻の15分前までに、船員労働環境・海技資格課(11階)に集合すること。
2. 身体検査は、口述試験の開始直前に行う。
3. 受験者数が予定より増加し、日割りどおり実施できない場合は日割を変更し、申請書受付終了後に改めて日割表を掲示する。
4. 受験者毎の口述試験の実施日は、従来どおり各級の筆記試験合格発表日にあわせて掲示する。
5. やむを得ない場合において、口述試験日の指定をするものにおいては、所属する長(所属部署の長又は所属船舶の船長等)の署名捺印をした願出書を提出すること。ただし、口述試験の実施日程上希望通りにならない場合がある。
※願出書提出期限:口述試験申請受付期間に準じる。(消印有効)
期限以降の申し出は受付できません。
- ※願出書の様式は → [こちら](#)